



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会社名 大崎電気工業株式会社
代表者名 取締役会長 渡邊 佳英
コード番号 6 6 4 4 東証第 1 部
問合せ先 常務取締役管理本部長 川端 晴幸
(TEL. 03-3443-9131)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 10 日にお知らせしたとおり、役員（取締役及び監査役）の退職慰労金制度を、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 95 回定時株主総会終結の時をもって廃止することとし、在任中の役員に対する就任日から同株主総会終結の時までの在任期間における退職慰労金の打ち切り支給について付議する予定です。

これに伴い、平成 21 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、当社取締役の報酬として新株予約権を付与することにつき承認を求める議案についても、当該定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、役員報酬を業績と関連性の強い報酬体系に移行するため、後払いで年功的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止することとし、取締役については、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、その役割に応じて、当社株式の価値と連動する株式報酬型ストックオプションを付与することといたしたいと存じます。

なお、監査役については、退職慰労金相当額を月額報酬に加算することに伴い、監査役報酬額の年間限度額の増額を定時株主総会に提案したく存じます。

2. 新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 15 名 3,000 個を限度とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式とし、300,000 株を限度とする。

(3) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、3,000個を限度とする。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、100株とする。ただし、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合は、付与株式数は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、当社が合併又は会社分割等、付与株式数を調整することが必要な場合には、合併又は会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で調整することができる。

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

新株予約権と引き換えに払い込む金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した金額とする。なお、取締役に対して新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を付与することとし、この報酬の請求権と払込金額を相殺する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(6)の期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとし、その他新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合には、資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときはこれを切り上げる。残額は資本準備金に組み入れる。

(9) 新株予約権の譲渡の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) その他の新株予約権の内容等

新株予約権に関するその他の内容は、当社取締役会において定める。

※上記の内容については、平成21年6月26日開催予定の当社第95回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。